

令和 2 年第 1 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(令和 2 年 3 月 18 日提出 追加議案第 1 号、追加報告第 1 号)

説明書目次

番号	項目名	ページ
1	さくら市教育委員会委員の任命同意について	P 3
2	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	P 3
3	議案説明資料 参照法令等	P 5

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、その他の議案等 2 件であります。

追加議案第 1 号は、さくら市教育委員会委員の任命同意についてであります。

本案は、現委員の佐藤貞一郎さとうていいちろう氏が令和 2 年 5 月 23 日をもって任期満了となるため、新たに中村浩之なかむらひろし氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

追加報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

本件は、地方自治法の規定により、議会において指定されている 100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、市長において専決処分したので、同法の規定により報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますよう御願ひ申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

（任命）

第 4 条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 ～4 略

5 地方公共団体の長は、第 2 項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第 47 条の 6 第 2 項第 2 号及び第 5 項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。